明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（総務一一）　一
〔告　示〕
○紛失の届出により失効した旅券の告示（外務九四）　四
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通一八八、一八九）　三
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十九年一級建築士試験の施行について（国土交通省）　三七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三九
特殊法人等
工事一部完了（東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社・首都高速道路株式会社）関係　四四
地方公共団体
行旅死亡人、農業協同組合法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二の届出関係　四五
会社その他
会社決算公告　四五

省　令

○総務省令第十一号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月十六日

総務大臣　山本　早苗

特別交付税に関する省令の一部を改正する省令

特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号ロの表第三号中「（火災を除く。）」を削り、同項第三号イの表第二十六号中「［373,000円］」を「［407,000円］」に改め、同項第三号ロの表第十一号中「［2,648,000円］」を「［2,654,000円］」に改める。

第四条第一項第一号中「第十九号」の下に「、第二十七号」を加え、「及び第六十四号」を「及び第六十四号から第六十八号まで」に改め、同号の表第十八号算式中「［157,100円］」を「［159,300円］」に改め、同表第二十七号を次のように改める。

二十七　救急医療用ヘリコプターの運航等に要する経費	救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第百三号）第二条に規定する救急医療用ヘリコプターの運航等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

第四条第一項第一号の表第五十二号中「一一〇、〇〇〇円」を「一一三、〇〇〇円」に改め、同表第五十八号中「下欄に」を「それぞれ下欄に」に、「額とする。」を「額の合算額とする。」に改め、同号の表に次のように加える。

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）の規定による水道事業の認可等に係る事務	一三、二〇〇円

第四条第一項第一号の表に次の八号を加える。

六十五　地方創生の推進に要する経費	次の算式によって算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。 算式 （A－B）×0.5 算式の符号 A　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十三条の規定により国の交付金を受けて施行する事業（非公共事業のうち地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 B　当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が地方創生の推進に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額
六十六　投票所への移動支援に要する経費	道府県の議会の議員及び長の選挙において、市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する投票所、共通投票所及び期日前投票所までの交通手段を提供するために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
六十七　公営企業経営支援人材ネットワーク事業に要する経費	公営企業経営支援人材ネットワーク事業として実施される経営支援の活用に要する経費として当該年度中に一般会計から公営企業に係る特別会計（地方公営企業法第二条第一項に規定する地方公営企業並びに病院事業、簡易水道事業及び下水道事業に係るものに限る。）に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。
六十八　巡回診療ヘリコプターの運航等に要する経費	国の補助金を受けて施行する巡回診療ヘリコプター運営事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。